

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である

宮 MIYABITO
びと

公益社団法人 宇都宮法人会

■ CONTENTS

社会貢献事業	2
特集	3
税制改正のあらまし	4
新会員紹介	6
企業紹介	8
青年部会	10
女性部会	11
宇都宮税務署からのお知らせ	12
税の百人一首	13
税理士会	14
健康のお話	15
会員の声、事業予定	16

表紙写真：トマト
撮 影：竹末 次夫（広報委員長）
撮影協力：野口和宏

福祉施設へ備品寄贈

寄贈日 令和4年3月4日(金)

社会貢献活動委員会は、令和3年10月20日に宇都宮カンツリークラブで開催した「チャリティゴルフ大会」の浄財を含めたチャリティ基金から、宇都宮市内の福祉施設2カ所へそれぞれ備品を寄贈した。
 なお、寄贈先については、宇都宮市役所障がい福祉課を通し、寄付希望施設を募り、応募のあった施設の中から、委員会で贈呈先を選定している。

特定非営利活動法人みどり

宇都宮市大和 2-1-2-50



- ・ポータブル手織り機
オリヴィエ60……1台
- ・さをりの森
手織糸定番ウール
Aセット……1セット

社会福祉法人すぎの芽会 障害者支援施設すぎの芽学園

宇都宮市板戸町 3650



- ・日立ルームエアコン
……1台

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

宇都宮法人会の
ホームページより
ダウンロードできます。

宇都宮法人会 検索

○ 点検項目チェック表

科目等	点検項目	II 貸借関係 (資産科目)	
		点検	欄
		9/30	3/31
現金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○
売掛金 未収金	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	○	○
	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×

○ 点検結果記入表
(3月31日点検分)

点検担当者: 法人太郎

項目番号	点検担当者記入欄		代表者記入欄	
	点検結果	改善方針	改善方針	
18	確認したところ遅延があった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を45項目選定した「入門編」もあります。点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

特集

しよせん、矛盾は程度問題だと割り切る

ジャーナリスト 海部隆太郎

それなりの学識経験者を取材したときのこと。話が多岐にわたり、子供の頃に親から聞かされたという逸話を教えてくれた。ともかく深く考えさせられることがあったので紹介してみた。

昔、とても貧しい村に突如、何でも願いをかなえてくれるという地蔵が出現した。最初は1人の村人が、疑いながらも豊かになりた

いと地蔵に願を掛けた。すると、その通り豊かになることができた。それを見た村人たちは、われもわれもと押し寄せ、すべての村人の暮らしが豊かになったという。ところが、みんなが豊かだと面白くないと村人は思い始める。次に、「自分以外は貧乏になれ」と村人たちは願い始めた。結果として、昔のような貧乏な村に戻ってしまった

そうだ。取材した時期は、ちょうど国政選挙があった頃で、ポピュリズムの話からの雑談でこの逸話が出てきた。取材相手は「願いをかなえる地蔵とポピュリズムがどこか似てないか」という問題提起だったが、それは無理があると感じた。

多くの人が幸せになることで自分も幸せだと感じるのか、自分より不幸な人がいることで自分は幸せだと感じるのか。他人の不幸の上に自分の幸福を築こうとする考

えの間違いを、逸話は伝えていないのではと私は理解する。すべての村人が豊かであり続けてほしいと願えば、何も問題はなかったはず。つまり「持続可能」な豊かさを得るのは極めて簡単な行動であったのにできなかった。人の心に巣くう自己中心的な考えや差別意識が、自らも含めて村全体を貧しくしてしまっただと思う。

いくらでもつつける重箱の隅

かなり強引に無理のある形で話をつないでしまうのだが、「持続可能」という言葉で連想するのはSDGs(持続可能な開発目標)だろう。17の目標は際限のない取り組みに思えてならないが、やらなければ未来の地球・人類の行く末は厳しさが見えてこない。ただ世界各地で紛争は絶えず、深刻な人権問題、国ごとに事情が異なる環境問題への対応など、それぞれに課題が多いのはご承知の通りだ。

SDGsの最重要事項は①脱炭素、②人権、③ダイバーシティの3つだと思う。このうち①の環境問題について、地球温暖化と日本の課題に詳しい大学教授の話聞いた。

それによると、日本は2050年までに、再生可能エネルギーによる主力電源化などによる脱炭素

社会の実現に取り組むこととなった。しかし、太陽光発電パネルは、石炭火力発電で得られた電力を使って生産する中国製品が圧倒的シェアを占めており、今後、日本に輸入される電気自動車も同じことだと教授は強調する。脱炭素が「非脱炭素から生産される製品を使って達成する取り組み」では、首をかしげたくなる。何とも不思議なことだ。

この問題を取材し調べていくと矛盾を感じるものが少なくない。他にも指摘したい項目はあり、重箱の隅はいくらでもつつけるように思う。だが、理想と現実のギャップは常にあること。言っていることとやっていることの違いや矛盾は常に存在し、それを改善させながら進む方が無理はない。矛盾は程度の問題ではないか。

それよりも17の目標に向かって全世界がベクトルを合わせていくことが大事だと考える。そのため行動に出ることを優先すべきだと思う。冒頭で触れた逸話のようになってはいけない。

【筆者紹介】

海部隆太郎(かいべりゅうたろう) 法政大学卒。全国紙記者、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題を取材、執筆活動を展開する。

宇都宮法人会 無料公開 インターネットセミナーのご案内

新セミナー続々掲載

宇都宮法人会 検索 で検索いただけます

ログインID: 0701
パスワード: 9466

全セミナー約 550 講座以上

- 実務家
- 一般経営
- 法律
- 労務
- 税務・財務・経理
- 研修・人材育成
- 環境・高齢化
- 健康・ライフスタイル

- 政治経済
- 著名人
- パソコン研修
- 経営実務研修



パナーが
新しく
なりました

II 所得税関係

(1) 住宅ローン控除の見直し

住宅の省エネ性能の向上や長期優良住宅の取得を促進する観点から、住宅性能などに応じた上乘せ措置が講じられます。

改正案では、住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率、控除期間、所得要件、床面積要件について、以下の見直しを行った上で、適用期限が4年延長されます。

			入居年			
			R4	R5	R6	R7
借入限度額	新築・買取再販	認定住宅	5,000万円		4,500万円	
		ZEH 水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円	
		省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円	
		その他の住宅	3,000万円		2,000万円	
借入限度額	既存住宅	認定住宅	3,000万円			
		ZEH 水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅				
		その他の住宅	2,000万円			
		控除率	0,7%			
控除期間	新築・買取再販	13年（※）				
	既存住宅	10年				
		所得要件	2,000万円以下			
		床面積要件	50㎡以上			

※ R6・R7入居の「その他の住宅」については10年です。

注 認定住宅とは、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅をいいます。ZEHとは、断熱・省エネ・創エネで、住宅の年間エネルギー消費量を正味で、おおむねゼロにする住宅をいいます。

適用時期

令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

(2) 住宅ローン控除に係る申告手続等の見直し

納税者の申告利便の向上の観点から、住宅ローン控除に係る申告手続等が見直されます。

現在、確定申告・年末調整で住宅ローン控除の適用を受けるためには、納税者は申告の際、銀行等から交付された住宅ローンに係る年末残高証明書を提出又は提示しなければなりません。

改正案では、銀行等が、年末残高の情報を記載した調書を税務署に提出することになりますので、納税者は年末残高証明書の提出又は提示が不要となります。

適用時期

居住年が令和5年以後である者が、令和6年1月1日以後に行う確定申告・年末調整について適用されます。

III 資産税関係

(1) 法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）の特例制度は、事業承継時の相続税・贈与税の負担を実質ゼロにする時限措置（令和9年12月31日まで）で、特例承継計画の確認申請を令和5年3月31日までに提出しなければなりません。

改正案では、新型コロナウイルス感染症の影響により承継時期を後ろ倒しにする傾向があることから、特例承継計画の提出期限が1年延長され、令和6年3月31日までとなります。

適用時期

特例承継計画の提出期限が、令和6年3月31日まで延長されます。

IV 消費税関係

(1) 適格請求書等保存方式に係る登録手続の見直し

適格請求書等保存方式に係る登録手続について、現行では、令和5年10月1日の属する課税期間においては、経過措置により、課税期間の途中でも登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができます。一方、その後の課税期間においては、課税期間の途中から登録を受けることはできません。

改正案では、免税事業者が登録の必要性を見極めながら柔軟なタイミングで適格請求書発行事業者となれるようにするため、令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間中においても、課税期間の途中からの登録を可能とするように見直されます。

なお、この適用を受けて課税事業者となる適格請求書発行事業者（登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除きます）は、登録開始日以後2年を経過する日の属する課税期間まで事業者免税点制度が適用されません。

適用時期

令和4年4月1日以後に行う登録手続について適用されます。

V その他

(1) 電子取引の取引情報に係る電子データの保存制度の宥恕措置の整備

申告所得税及び法人税の電子取引の取引情報（請求書、領収書、見積書など）に係る電子データの保存について、令和4年1月1日以後に行う電子取引については、書面出力による保存は廃止され、保存要件に従った電子データの保存が必要となります。

改正案では、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について、電子データを保存要件に従って保存できなかった場合、税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、保存義務者が税務調査等の際に出力書面の提示又は提出の求めに応じることができる場合には、その保存要件にかかわらず、電子データの保存をすることができるとする経過措置が講じられました。

適用時期

令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引の取引情報について適用されます。



I 法人税関係

(1) 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件が見直されるとともに、控除率が最大40%に引き上げられた上で、適用期限が1年延長されます。

適用要件	■給与総額の増加率			
	現行	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率1.5%以上		
改正案	変更なし			
税額控除	■控除率			
	現行	基本	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額×15%	
		上乗せ(賃上げ)	+10%	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率2.5%以上
		上乗せ(教育訓練費)		かつ 教育訓練費増加等の要件の充足(※1・3)
	改正案	基本	変更なし	
		上乗せ(賃上げ)	+15%	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率2.5%以上
		上乗せ(教育訓練費)	+10%(※2)	教育訓練費の対前年度増加率10%以上(※1②・3)
	■控除上限額			
	現行	当期の法人税額×20%		
	改正案	変更なし		

- ※1 教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件
 - ① 教育訓練費の対前年度増加率10%以上
 - ② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明が必要(改正案：廃止)
- ※2 控除率15%の上乗せ措置(賃上げ)の適用を受けない場合は、合計25%(基本15%+10%)
- ※3 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正案：明細書の保存)が必要

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(2) 中小法人の交際費課税の特例措置の延長

中小法人の交際費課税の特例措置(定額控除限度額800万円まで損金算入可)の適用期限が2年延長されます。また、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置(資本金の額等が100億円以下の大法人も適用可)についても、適用期限が2年延長されます(中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用)。

適用時期

令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(3) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度が見直され、対象となる資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除きます)の用に供した資産が除かれます。また、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の適用期限が2年延長されます。

	取得価額	償却方法
全ての企業	①少額減価償却資産 10万円未満の減価償却資産	全額損金算入(即時償却)
	②一括償却資産 20万円未満の減価償却資産	3年間で均等償却
中小企業者等	③中小企業者等の少額減価償却資産(※) 30万円未満の減価償却資産	全額損金算入(即時償却)

※ 常時使用する従業員500人以下の中小企業者等(連結法人を除きます)が30万円未満の減価償却資産の取得等をして事業の用に供した場合、減価償却資産の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める制度

適用時期

①、②の改正については、令和4年4月1日以後取得等をする減価償却資産から適用されます。③の改正については、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得等をする減価償却資産に適用されます。

(4) オープンイノベーション促進税制の見直し

スタートアップ企業と既存企業の協働によるオープンイノベーションを促進する観点から、オープンイノベーション促進税制(※)が見直されます。

改正案では、対象となる一定のスタートアップ企業の設立経過年数の要件や特別勘定の取崩しが不要となる株式保有期間等について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年延長されます。

- ① 出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が10%以上の赤字会社にあつては、設立の日以後の期間が15年未満(現行：10年未満)となります。
- ② 対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間が、特定株式の取得の日から3年(現行：5年)となります。

※ 一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得した場合、取得価額の25%を所得控除できる制度

また、特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間についても、3年(現行：5年)となります。

適用時期

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に一定の株式を取得した場合に適用されます。

新会員紹介 (令和3年12月～令和4年2月入会)

法人名	代表者	住所	TEL	業種
細谷戸祭支部				
(株)アルフォサポート	稲見 君枝	宇都宮市戸祭町2638-12	028-612-1518	受託開発ソフトウェア業
(株)GRACE	大月 綾子	宇都宮市若草3-4-6	028-621-2441	その他の生活関連サービス業
田谷建築	田谷 文雄	宇都宮市富士見が丘3-1-15	028-623-4083	建築工事業
花・hana	落合 玲子	宇都宮市若草4-26-19	028-624-6686	花・植木小売業
マロニエ支部				
樋山建設(株)	大野 秋彦	宇都宮市海道町154-2	028-688-7310	土木工事業
(株)カトウコーポレーション	加藤 一広	宇都宮市竹林町558	028-643-5200	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
(有)エスエムケー工業	菊地 克昌	宇都宮市今泉新町194-12	028-663-4723	金属製建具工事業
(有)サンエイ通信	三品 隆雄	宇都宮市大曾1-3-12	028-622-7487	機械器具設置工事業
(一社)協働福祉とちぎ	仙波 信介	宇都宮市岩曽町1392-45	028-612-8816	その他の老人福祉・介護事業
今泉デンタルクリニック	大須賀 数典	宇都宮市中今泉2-7-16	028-635-3535	歯科診療所
ウエノ・デザイン事務所	上野 恵美子	宇都宮市錦2-7-2ポケットオフィスNISHIKI C	090-6347-8693	デザイン業
デンタルスタジオT.Z	高津戸 正	宇都宮市岩曽町1542-6	090-2466-2489	歯科技工所
御幸平出支部				
(株)玲設備設計	江田 善亮	宇都宮市平出町3748-15ひがしハイツ上山A106	050-3709-0147	機械設計業
(有)タキザワ	滝沢 直子	宇都宮市御幸ヶ原町114-67	028-663-0818	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
(有)ホリエ硝子	堀江 優	宇都宮市御幸ヶ原町143-65	028-661-8360	ガラス工事業
大衆炉端シーガル	齋藤 尚之	宇都宮市越戸町108ケースガーデンA101	080-6719-4297	食堂、レストラン
駅東支部				
(株)クランドデザイン	西田 雄一郎	宇都宮市峰3-1-7	028-678-5011	建築設計業
サークル不動産(株)	村田 佳子	宇都宮市元今泉5-1-9	028-307-8451	不動産管理業
ホルチン商事(株)	トリグラ	宇都宮市峰3-24-9町田コーポ2階E号室	028-666-0466	自動車部分品・附属品小売業
(有)永井	永井 良果	宇都宮市東宿郷4-2-7フリーデンハイム201	028-651-1320	リラクゼーション業
柏木建築	柏木 剛	宇都宮市平松本町272-3	028-633-2522	建築工事業
横浜家系ラーメン 稲垣家	稲垣 智晶	宇都宮市宿郷5-3-16	028-689-9118	ラーメン店
石井横田支部				
ヨシダ運送(株)	吉田 順一	宇都宮市石井町2557-5	028-661-0928	一般貨物自動車運送業
(株)栃木総合シャッター	直井 孝彰	宇都宮市問屋町3172-32	028-306-2056	建築工事業
(株)TMT	齋藤 敬之	宇都宮市石井町2911-14	028-612-7660	電気機械器具卸売業
(株)齋藤空調	齋藤 一	宇都宮市川田町103-8	028-666-6793	一般管工事業
(株)ラクセル	眞岡 輝佳	宇都宮市問屋町3426-19	028-307-8525	一般電気工事業
プラウド宇都宮	上村 由希子	宇都宮市下栗町2292-46プリシェール下栗105	090-2403-2854	美容業
陽南幕田支部				
創大工業(株)	齋藤 創	宇都宮市陽南4-6-49陽南小林ビル2階	028-659-2630	冷暖房設備工事業
CKT空調(株)	坂本 克美	宇都宮市幕田町717-1	028-612-8600	一般管工事業
(有)アール	玉野 裕也	宇都宮市江曾島町1062-1	028-659-4234	美容業
(特非)パピママおうえん隊	武田 純子	宇都宮市兵庫塚1-18-20	028-612-7017	保育所
わたなべ整骨院	渡邊 健太	宇都宮市江曾島町1158-5	028-666-0261	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
さくら支部				
(株)アシュモハウス	中村 一也	宇都宮市鶴田町426-12	028-612-4740	不動産代理業・仲介業
(株)尾竹建材興業	尾竹 裕美	下都賀郡壬生町藤井1175-21	0282-51-1990	その他の建築材料卸売業
めいあい(株)	諸石 勝也	宇都宮市鶴田町723-2	028-648-5006	調剤薬局
(株)T & T c o .	岡本 麻里奈	宇都宮市鶴田町67-61	080-4060-8815	経営コンサルティング業
(株)阿部管工設備	阿部 邦彦	宇都宮市鶴田町29-73	028-647-1607	一般管工事業
和食登夢	金沢 亮	宇都宮市上欠町1103-1	028-612-1987	日本料理店

■新会員紹介 (令和3年12月~令和4年2月入会)

法人名	代表者	住 所	T E L	業 種
西原花房支部				
(株)北新電気	飯 塚 一 仁	宇都宮市吉野2-3-9	028-616-2761	一般電気工事業
(株)サンカラ・パートナーズ	小 島 幸 容	宇都宮市一条2-2-13	090-6521-5806	経営コンサルタント業
Thrive Mgmt(株)	鈴 木 崇 史	鹿沼市上殿町954-10	080-8700-8852	土木工事業
(有)石橋農機具店	石 橋 隆 男	宇都宮市六道町12-31	028-633-5755	農業用機械器具小売業
(学)岩本学園	岩 本 眞砂枝	宇都宮市西原3-2-12	028-612-5625	幼稚園
やす・かず Charm 歯科	螺 良 恭 弘	宇都宮市滝の原2-4-35	028-612-8282	歯科診療所
フラワー花かめ	亀 井 文 夫	宇都宮市宮原1-6-10	028-633-4527	花・植木小売業
清住埴田支部				
富士住機(株)	寺 内 啓 二	宇都宮市今泉1-2-5	028-643-3813	建築リフォーム工事業
三共食品(株)	田 邊 義 貴	宇都宮市星が丘2-2-2	028-611-3215	その他の食料・飲料卸売業
県庁前 長寿庵	阿 部 勇 次郎	宇都宮市埴田2-3-15	028-622-6820	そば・うどん店
馬場宮園支部				
(株)宇都宮コミュニティメディア	稲 葉 克 明	宇都宮市江野町7-8 堺屋ビル2F	028-666-7897	ラジオ放送業
NAGON STYLE	佐 藤 公 則	宇都宮市大通り3-5-16	028-651-3003	美容業
中央支部				
(株)ブリスコ	鹿 野 親 一	宇都宮市旭1-4-28 MCCビル2F	028-689-8070	建物売買業
北支部				
(株)片山	片 山 純	宇都宮市宝木本町1293-2	028-666-6481	その他の建物サービス業
(株)メディアワン	田 口 智 之	宇都宮市野沢町350-1	028-666-1773	新聞小売業
(有)東昇木材 宇都宮営業所	小 島 正 行	宇都宮市新里町丁277-1	028-652-5071	木材・竹材卸売業
清原支部				
(株)和泉造園	佐 藤 和 洋	芳賀郡芳賀町東水沼3114	080-5011-9899	園芸サービス業
(株)幸栄技建	阿久津 正 幸	宇都宮市氷室町972-12	028-667-9169	舗装工事業
(株)関口農産	関 口 正 人	芳賀郡芳賀町芳志戸2210	028-307-9649	その他の耕種農業
居酒屋わくわく	涌 井 祐 一	宇都宮市ゆいの杜6-20-24	090-2644-7439	食堂、レストラン
らーめん中村家	中 村 正 博	宇都宮市清原台4-19-12	028-667-7872	ラーメン店
ローソン 宇都宮氷室町店	伊 藤 明	宇都宮市氷室町1737-18	028-667-9971	コンビニエンスストア
Kotorublanc	杉 山 琴 映	宇都宮市清原台6-33-5	028-670-5176	写真業
城山支部				
(株)野中屋洋品店	野 中 安 浩	宇都宮市駒生1-6-33	028-611-1008	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
(株)とちぎIT研究所	遠 山 和 夫	宇都宮市大谷町1240 OHYABASE内	090-2406-1577	情報処理サービス業
(有)エポック	鈴 木 敏 之	宇都宮市下荒針町3076	028-648-3833	土木工事業
大工の田中	田 中 進 一	宇都宮市大谷町568-1	028-652-5516	一般土木建築工事業
雀宮支部				
ヤマゼンコミュニケーションズ(株)	山 本 征 一 郎	宇都宮市インターパーク4-3-1	028-648-1111	オフセット印刷業
(株)グロース	伊 沢 伸 秀	宇都宮市末広2-4-3	0282-25-7171	自動車(新車)小売業
(株)I N F I N I	芝 崎 聖	宇都宮市末広1-12-13	028-678-5501	美容業
(株)造園阿部	阿 部 浩 一	宇都宮市針ヶ谷町919	028-654-2227	園芸サービス業
(株)NOKY	福 田 直 人	宇都宮市針ヶ谷町472-74	080-2004-7010	中古品小売業
(有)小林木材産業	小 林 雅 之	宇都宮市雀の宮5-4-15	028-653-0230	建築工事業
鈴木建築工業(有)	鈴 木 芳 和	宇都宮市東谷町418	028-653-8617	土木工事業
飛菜鶏	西 大 輔	宇都宮市若松原3-10-19	028-653-3624	食堂、レストラン
デザインヘアー DR	松 元 辰 也	宇都宮市東谷町46-1	028-655-0105	美容業
河内支部				
三敬興業(株)	関 根 崇	宇都宮市白沢町580-10	028-902-7216	一般管工事業
(有)エイアンドケイエム	菊 地 昭 雄	宇都宮市中岡本町3715-79	028-689-3339	コンビニエンスストア
(有)光栄フーズ	海 賀 康 之	宇都宮市白沢町1806-12	028-666-6439	その他の専門料理店
越善工業	越 善 淳	宇都宮市立伏町541-36	090-8740-5600	一般機械修理業
上三川支部				
Quick	及 川 潤	河内郡上三川町上三川3927-4 ベル・ルミエールII-103	070-4171-8799	その他の道路貨物運送業
割烹手打ちそば 利美	渡 辺 利 仁	河内郡上三川町上三川4665-2	0285-56-7336	そば・うどん店
上河内支部				
亨電気	鷹 箸 亨	宇都宮市中里町3019-6	090-1732-2314	一般電気工事業

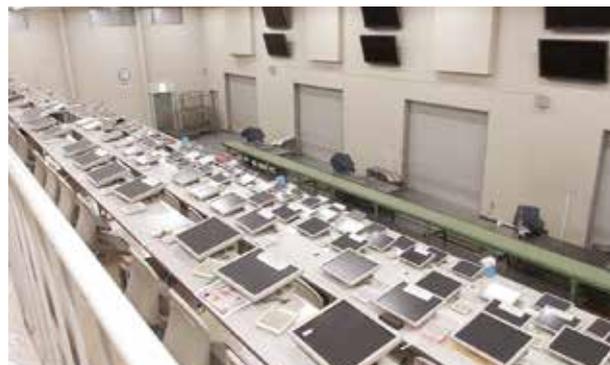


株式会社 朋 LAND hair 【駅東支部】

代表取締役／鈴木 亨

- 住所：宇都宮市東宿郷1-9-9 □TEL：028-637-1119
 □URL：http://landhair.jimdo.com/
 □事業種：美容業

宇都宮市内に2012年に開業しまして『癒しと寛ぎを』をモットーに美容室を経営しております。プライベートサロンとしてお客様と一対一でのみ営業し、現在は真岡市にも支店を構え多くのお客様にご来店して頂いて多くの支持を得ております。慌ただしい世の中のおアシスになれるように邁進いたします。



宇都宮花き地方卸売市場・株式会社宇都宮花き 【雀宮支部】

代表取締役社長／青木 一 芳

- 住所：宇都宮市上御田町340番地
 □TEL：028-688-1382 □FAX：028-688-1383
 □URL：http://ukaki.net □事業種：卸売業・仲介仲立業

宇都宮花きは平成11年2月創業の花き市場です。花きとは鑑賞用の切花、葉物枝物そして鉢物苗物などを指す総称です。地元栃木県産をはじめ全国各地から入荷した花を県内はじめ近隣の買参人（主に花屋さん）へインターネットや“コンピュータセリ”を通して卸売りをしております。残念ながら一般消費者の方々への販売はしていません。市場業務は早朝から始まり、主に午前中が活動時間帯となります。中でも新鮮で高品質な地元産花きは「地産地消」の言葉通りお客様に喜ばれております。

企 業 紹 介



有限会社 ララ・ドリーム 【マロニエ支部】

代表取締役社長／田 嶋 久 登 志

- 住所：[本部] 宇都宮市中今泉5-20-5 □TEL：028-662-3981
 □FAX：028-662-3982 □URL：https://laladream.jp/about
 □事業種：コインランドリーの運営・機械のメンテナンス・洗剤等販売

弊社は1999年に創業し現在に至るまで北関東を中心として店舗を展開しております。ご利用頂くお客様やオーナー様、地域社会の発展のため私たち社員・スタッフ一同誠心誠意、コインランドリー経営のほか、業務用洗濯設備の販売、機器メンテナンス業務、オーナー様への経営サポートなど多岐にわたる業務に携わってまいりました。“毎日頑張っているお母さんたち”を応援したい！という思いから、明るく清潔な店舗づくりを基本理念とし快適に楽しくお洗濯ができる空間を提供いたします。またコインランドリーを経営してみたいというお客様にも今まで培ってきた知識・技術を惜しむことなく提供しコインランドリー経営の喜びと感動を分かち合う所存です。経営のノウハウからコインランドリーに関することは何でも私たちにお任せください！社員一同、迅速かつ丁寧に全力でサポートいたします。



株式会社 エスコ 【北支部】

代表取締役／川 又 康 樹

- 住所：宇都宮市鶴田町508-2
 □TEL：028-633-8538 □URL：https://esco.jp
 □事業種：情報通信業、ITサポート・コンサルティングサービス

中小企業にとって、昨今多く耳にするDX化やIT等の情報システムの効果的活用は、これからの時代において業績向上に向けた最も重要な戦略であり、経営課題でもあると言えます。その課題に対し、弊社は月額定額にてIT全般の情報システムの推進や管理を専門の技術チームやエンジニアが代行させていただきサービスを提供しております。

社内にIT担当者がいない、又は詳しい社員が少ない等、社内のITに関連する領域でお困り事がございましたら、構想の段階から、課題解決、日常運用の伴走までトータルでご支援させていただいておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。



タイ レストラン Isan (イサーン) 【城山支部】

オーナー／人見ルンラ

- 住所：宇都宮市下戸祭2-15-21TSビル1F
 □TEL：028-678-3014 □URL：URL:http://isaaan.com/
 □事業種：タイ料理専門店

当店は手軽に立ち寄れる本格タイ料理店をコンセプトに、イサーン地方出身のタイ人メンバーを中心にオープンしました。

タイ料理は辛いだけではありません。発酵調味料やハーブを存分に使用し、日本ではあまり見かけることがないタイ料理を各種ご用意しております。

料理は全品テイクアウトOK！様々なシーンで楽しめるようお弁当やオードブルもご用意しております。ぜひ、お気軽にお立ち寄りください。



株式会社 大丸製菓 【陽南幕田支部】

代表取締役／鱒 淵 伸 敏

- 住所：宇都宮市西川田南2-6-5
 □TEL：028-658-0531 □FAX：028-658-0723
 □URL：https://miyabishokunin.com
 □事業種：米菓の製造・販売

弊社は昭和24年に「おかき・揚げ餅・せんべい」を製造する米菓メーカーとして宇都宮市で創業しました。70年余りが経過した現在も高級米菓をメインとする米菓を職人の技が生きる昔ながらの伝統製法で製造しており、全国主要都市のデパートや専門店、スーパーなどで販売しております。また、インターネットショッピングサイト「雅職人WEB本店」でも高級米菓の販売を行っております。

企 業 紹 介



株式会社 マテハンソフト (花咲グループ) 【石井横田支部】

代表取締役社長／福田 晴 一

- 住所：宇都宮市問屋町3172-78 □TEL：028-656-8111
 □FAX：028-656-5946 □URL：https://www.matehan.co.jp/
 □事業種：情報サービス業 (受託開発ソフトウェア、パッケージソフトウェア開発)

当社は45年にわたり幅広い分野で開発実績をもつシステム開発会社です。情報システム・ソフトウェアの提案・開発などお客様の業態やサービスに合わせて最適なソリューションを提供しております。

お客様から信頼され、社員が誇りを持てる魅力的な会社作りを目指しています。常に新しい価値を創造し世の中の進歩に役立ち、お客様の困りごとを高い技術で解決します。

昨今のデジタル化やITシステムサービスの需要拡大、多様化したニーズに対応するために、幅広いパートナー企業と連携しワンストップでお客様をサポートさせていただきます。



有限会社 ブラジルコーヒー商会 【清住埴田支部】

代表取締役／永 島 一 正

- 住所：宇都宮市東埴田1-13-2
 □TEL：028-622-0661 □FAX：028-622-0939
 □事業種：コーヒー豆卸売業

弊社は、地元の焙煎工場から焙煎したての新鮮なコーヒー豆を県内の多くのカフェ、レストラン、ホテルに提供している会社です。昭和35年に父、永島忠司が創業し、昭和46年に県庁前に1号店を開店。昭和47年に本社ビルが完成し、JR宇都宮駅前に2号店を開店しました。

また、令和2年2月には個人向け高級コーヒー豆を販売する「宇都宮焙煎」を本社内にオープンしました。一杯ずつ丁寧にドリップしたコーヒーを試飲することができるので、自分好みの豆を確認しながら購入できます。コーヒー好きの方はぜひお越しください。

青年部会

租税教室

毎年、各支部と連携しながら租税教室活動に取り組んでいます。今年度は4月30日の西原小学校を皮切りに2月24日の豊郷北小学校までの計9回を青年部会メンバーにて担当させていただきました。

■明賀部会長のコメント

令和3年6月18日(金)、さくら支部管轄エリアの宇都宮市立姿川中央小学校に講師として参加させていただきました。当日は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、クラスごとではなく6年生2クラス53名、児童一人ひとりの間隔を十分に確保できる体育館での開催となりました。

最初にマグネットシートを配布し、児童たちに税金が使われているかどうかを考え、発表してもらいました。次にDVD「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を視聴し、最後に答え合わせを



租税教室



栃法連青年部会連絡協議会役員会

栃法連青年部会 連絡協議会役員会

去る1月17日に栃木県内法人会青年部会の役員会が開催されました。コロナの状況を見ながらはなりましたが、WEBや資料配布のみだとなかなか伝わらない部分もあります。換気なども含め感染対策をした上での役員会にはなりましたが、県内各地から宇都宮にお越しいただき有意義な会議になりましたことをご報告いたします。

議題① 全法連青連協定時連絡協議会結果報告について
↓全国大会佐賀大会での会議内容を会長から議題に沿った形で結果報告。

議題② 県青年部会連絡協議会合同セミナーについて
↓中止の方向で決定。

議題③ 経営者大型総合保障制度(Jタイプ)の促進について
↓大同生命の方からのご提案とご案内。

今回は意見交換の場を設け、各地青年部会の近況報告や問題点などをフラックな形で行いました。コロナ禍でなかなか積極的な事業ができないのは仕方ないところですが、会員増強には色々な方法や対策をしながら運営していることが分かります。各青年部会でも建設的に検討していこうと情報共有で一致しました。

行いながら税に関する説明を行いました。6年生ともなると普段のお買い物の中で消費税を支払っているという認識があり、消費税は身近な税金としてイメージしやすいものです。一方、私たち大人は、電子マネー等の普及により、現金で支払いを行う機会が少なくなり、そのため私たちの現金に対する意識も変わりつつあります。

このような中、小学生のうちから税金について、正しい知識、考え方を身につけていくことは、健全な納税意識につながっていくものと思います。

児童たちが一番盛り上がったのは、やはり最後に披露した1億円の疑似紙幣でした。

■船田直前部会長のコメント

コロナ禍で行動抑制が強いられる中、租税教室の開催自体も感染状況に応じて都度、開催可否について開催予定校と調整の上判断せざるを得ない状況が続いております。開催できる機会は激減している中で、昨年の6月に田原西小にて久しぶりに租税教室の講師を務めてまいりました。

少しでも児童たちに税金についての印象付けができるように自分なりに授

業の構成を考えて挑みました。これまでは講義の最後に1億円体感コーナーを設けたことで、盛り上がる反面、授業の中心がすつ飛んでしまったのではと感じていました。コロナ感染が本来の租税教室の目的を見つめ直す良い機会になったと思います。

コロナ収束後もデジタル化が進む中で、児童たちの学び方も様変わりしてくるでしょう。租税教室の在り方、やり方も改めて見直す時期なのかもしれません。

■細谷副部会長のコメント

今回も昨年に引き続き、陽南幕田支部管轄エリアの陽南小学校に講師として参加させていただきました。コロナ禍の中での開催のため計3クラスを1クラスずつ担当ということで、教室に行かせていただきました。昨年はかなりシビアに設営しましたが、今回は税金が使われているのか否かのマグネットを、クイズ形式で黒板に貼らせてOKとのことで、グループ分けをして参加型で進行させていただきました。児童たちともコミュニケーションを図りながら進めていけたので、飽きることもなく真剣に講義に耳を傾けていただけなのではないかと思えます。

女性部会

フラワーアレンジメント研修会



令和3年12月8日(水)、法人会館にて、恒例となりましたフラワーアレンジメント研修会を開催しました。相澤美知子講師のご指導で、今回は、少し高さがあるバリエーションのアーティフィシャルフラワーを製作しました。最初の作業である、花や葉の茎にワイヤリングをしてフロアラルテープを巻くこと等は皆様手際よく進行。それから、配色やレイアウトを考えながらオアシスに刺していき、オリジナル作品が完成です。コロナ禍で、いろいろ我慢の日常の中、とても楽しく、親睦のひとときになりました。

新年税務研修会

令和4年1月19日(水)、栃木県護国会館において、今回はコロナ感染症の影響により、規模を縮小して本部、青年部、女性部会員38名の出席のもと、新年税務研修会が開催されました。

深澤理事と福田女性部会長の新年挨拶から始まり、宇都宮税務署署長の水落誠様の「税金のよもやま話」と題して研修会に移りました。今後の税務行政の将来像は、AI(人工知能)やDX(デジタルトランスフォーメーション)の活用を見据え、幅広いデータの分析により滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税徴収の効率化・高度化に取り組む、適正・公平な推進に努めていることを分かりやすく、ご講演いただきました。

また、更にマイナンバーカードのメリット等も多岐にわたるなど身近に役立つ情報も伺い、大変興味深い内容でした。

例年開かれていた祝宴は残念ながら開催されません

水落税務署署長



でしたが、コロナ禍でなかなか他の事業が行われない中、貴重な研修会となりました。明賀青年部会長の謝辞で閉会となりました。

「税に関する絵はがきコンクール」審査会

2月4日(金)、法人会館に於いて、第11回「税に関する絵はがきコンクール」の審査会が女性部会正副部会長と宇都宮税務署水落署長、茅野副署長、野田統括調査官、石原上席調査官、栃木県立美術館橋本技幹、栃木県宇都宮県税事務所佐藤課税部長の参加をいただき厳正に行われました。このコンクールのテーマは「税に関する絵」、対象は小学6年生で、今年は19校370名の応募がありました。どの作品も税に関する思いが感じられる力作でしたが採点方式で13作品を選びました。金賞作品は栃法連女性部会連絡協議会の審査に出席しました。

また、入賞作品は、宇都宮市役所、宇都宮税務署、足利銀行本店、栃木銀行本店、F&K D宇都宮店、コンセーレに掲示されました。

審査会風景



■ 宇都宮法人会長賞
宇都宮市立峰小学校
大喜田 七愛さん



■ 宇都宮県税事務所賞
宇都宮市立姿川第二小学校
黒瀬 ななさん



■ 宇都宮税務署賞
宇都宮市立東小学校
塩ノ谷 歩空さん



■ 女性部会長賞
宇都宮市立姿川第二小学校
小泉 明香里さん



■ 金賞
宇都宮市立姿川第二小学校
篠原 香奈さん

■ 銅賞
宇都宮市立峰小学校
尾村 美歌さん
宇都宮市立白沢小学校
和田 陽姫さん

宇都宮市立豊郷南小学校
高橋 大也さん
宇都宮市立峰小学校
柳澤 心結さん

宇都宮市立清原北小学校
橋本 璃瑩さん

■ 銀賞
宇都宮市立峰小学校
石川 葵唯さん
宇都宮市立姿川第二小学校
鈴木 香葉さん

宇都宮市立姿川第二小学校
江連 榛花さん

宇都宮税務署からのお知らせ

4月は「20歳未満飲酒防止強調月間」です

成長過程にある20歳未満の者の飲酒は、本人にとって身体的、精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、20歳未満の者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

(注) 2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。

20歳未満の者が
お酒を飲んではいけない5つの理由

- ① 脳の機能を低下させます
- ② 肝臓をはじめとする臓器に障害を起しやすくなります
- ③ 性ホルモンの分泌に異常が起きるおそれがあります
- ④ アルコール依存症になりやすくなります
- ⑤ 20歳未満の者の飲酒を禁ずる法律があります

20歳未満の者の飲酒防止に関する法律

20歳未満の者の飲酒は、法律により禁止されています。

この法律では、①親や親の代理をする者は、監督する未成年者の飲酒を制止しなければならない、②酒類を扱う販売業者や飲食業者は、20歳未満の者が飲むことを知りながら酒類を販売・提供してはならないこととされており、①に違反した場合は科料、②に違反した場合は50万円以下の罰金が課されることとされています。

また、酒類を扱う販売業者や飲食業者は、20歳未満の者の飲酒防止に資するため、年齢確認等の必要な措置を講ずることとされています。

インボイス制度説明会
【制度の概要】

○現在、開催が予定されている説明会等は以下のとおりです（今後、随時更新することを予定していますので、適宜ご確認ください。）。

○説明会等につきましては、会場入口における手指消毒及び検温の実施、マスクの着用や会場内の換気、出席者の氏名等の確認など、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に配慮した開催としており、今後の感染状況等によっては、開催を中止とする場合がありますのであらかじめご了承ください。

※【要事前登録】お電話で登録願います。

登録の申込状況等により、ご希望に添えない可能性がありますのであらかじめご了承ください。

開催日	開催時間	開催場所	定員
令和4年5月18日	10:00~11:00	宇都宮市昭和1-3-6 (栃木県職員会館) ニューみくら208号室	20名
令和4年5月18日	13:30~14:30	宇都宮市昭和1-3-6 (栃木県職員会館) ニューみくら208号室	20名
令和4年6月13日	10:00~11:00	宇都宮市昭和1-3-6 (栃木県職員会館) ニューみくら207号室	20名
令和4年6月13日	13:30~14:30	宇都宮市昭和1-3-6 (栃木県職員会館) ニューみくら207号室	20名

主催者

宇都宮税務署

連絡先

宇都宮税務署 法人課税第一部門 TEL 028-621-2153 (直通)

※税務署の代表番号へのお電話の際は、音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。

広報誌

「宮 MIYABITO
びと」有料広告
掲載の
ご案内年4回
4月、7月、
10月、1月
発行

■料金表

裏表紙

- A4版 ● 2段…………… 30,000円
● 1段…………… 20,000円

中面

- A4版 ● 1段…………… 10,000円
● 1/2段…………… 5,000円



広告の申込・お問い合わせは

公益社団法人 宇都宮法人会

TEL 028-648-9466 FAX 028-648-9468

令和4年度「協会けんぽ」の保険料率の
お知らせ

中小企業等で働く方やそのご家族が加入している健康保険「協会けんぽ栃木支部」の令和4年度の健康保険料率は現在の9.87%から**9.90%へ引き上げ**となります。また、介護保険料率は現在の1.80%から**1.64%へ引き下げ**となります。**変更時期は、どちらも令和4年4月納付分から**となります。

◎詳しい内容は協会けんぽホームページにてご確認ください。

協会けんぽ 保険料率 令和4年 🔍 検索

協会けんぽ栃木支部 TEL 028-616-1692

税の百人一首 優秀作品

■主催 税の百人一首実行委員会

入選作品は
宇都宮法人会の
ホームページに
掲載しています。

小学生の部 優秀賞

上三川町立明治小学校 六年二組 藤原 葉那

ぼく達の一番身近な消費税
そのワンコインで未来を変える

小学生の部

租税教育推進協議会長賞

宇都宮市立田原西小学校 六年一組 戸部 碧人

大人たちは僕らを支えてね
あとで僕らが支えるからね

小学生の部

国税モニター会長賞

宇都宮市立田原小学校 六年一組 手塚 蒼天

ものを買う必ず払うTAXを
みんなの生活豊かにするぜい

小学生の部

租税署長賞

宇都宮市立瑞穂野南小学校 六年一組 星野 杏珠

税金で日本が生きるお手伝い
自分の未来自分で守る

中学生の部

優秀賞

宇都宮市立陽西中学校 二年三組 井口 陽太

申告はスマホでポチッとペーパーレス
みんなができるSDGs

中学生の部

租税教育推進協議会長賞

宇都宮市立陽西中学校 二年五組 大久保美月

人々の暮らしを守る税金で
持続可能な未来へ近づくと

中学生の部

国税モニター会長賞

宇都宮市立旭中学校 三年二組 久保 遥菜

スマホでね気軽に納めるe-Tax
自分の暮らしと社会のために

中学生の部

租税署長賞

上三川町立本郷中学校 三年A組 枡村 岬

雨上がり緑溢れるこの国の
土となるのがみんなの税金

高校生の部

佳作

栃木県立宇都宮商業高等学校 一年四組 手塚 美月

生活のあらゆる場所で生かされる
ひとりひとりの大切な税

社会人の部

優秀賞

宇都宮市 大塚 榮子

なんとまあふる里納税返礼品
老母に届き食を賑わす

国税庁

国税の

簡単! 便利な!

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

<p>1 ▶ ダイレクト納付</p>	<p>こんな方におススメ! e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続きをされている方</p>
<p>2 ▶ 振替納税</p>	<p>こんな方におススメ! 申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方</p>
<p>3 ▶ インターネットバンキング等</p>	
<p>4 ▶ クレジットカード納付</p>	

税理士会

優越的地位の濫用に注意

令和5年10月からいよいよ消費税のインボイス制度が始まります。インボイス制度のスタートに先立ち、令和4年1月19日、財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省より「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」と題する文書が公表されました。この文書は消費税のインボイス制度に関し、事業者から寄せられている質問、特に免税事業者やその取引先の対応に関する考え方を明らかにし、Q&A方式でまとめられています。

今回はこのQ&Aについて、免税事業者や免税事業者と取引する事業者が注意すべき点を見ていきます。

1 インボイス制度とは

インボイスとは「適格請求書」のことであり、税率ごとに区分した対価の額や消費税額などが記載された請求書のことを指します。

インボイス制度が開始されると、売り手は買い手にこの適格請求書を発行し、買い手はその適格請求書をもとに仕入税額控除が可能となります。

適格請求書を交付できるのは課税事業者である登録事業者に限られており、事前に税務署に登録申請をする必要があります。この登録申請の受付は令和3年10月1日から既に始まっています。

2 インボイス制度による影響

適格請求書は課税事業者しか発行できないため、免税事業者は適格請求書を発行することができません。仕入税額控除をしたい課税事業者は、これまでは仕入れ先が免税事業者であっても仕入税額控除ができましたが、インボイス制度実施後は仕入税額控除ができなくなります。(一定の経過措置あり)

そこで、仕入先である免税事業者との取引について、このインボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討する事業者が増加することが想定されます。

3 取引条件を見直す場合の注意点

事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断にゆだねられるのですが、免税事業者等の小規模事業者は、売上先の事業者との間で取引条件について情報量や交渉力の面で格差があり、取引条件が一方的に不利になりやすい場合も想定されます。

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商習慣に照らして不当に不利益を与えることは、優

越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

インボイス制度の実施を契機として、免税事業者と取引を行う事業者がその取引条件を見直すこと自体が直ちに問題とはなりませんが見直しにあたっては優越的地位の濫用に該当する行為を行わないよう次の(1)~(4)について注意が必要となります。

(1) 対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者(買い手)が、インボイス制度の実施後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、買い手の事業者の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合であって、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ないような場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となります。

(2) 商品・役務の成果物の受領拒否、返品

取引上の地位が相手方に優越している事業者(買い手)が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先が免税事業者であることを理由に、商品の受領を拒否し、その仕入先が今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

(3) 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者(買い手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れるが、その代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目での金銭の負担を要請する場合で、その協賛金等の負担額や算出根拠がその仕入れ先との間で明確になっておらず、その仕入れ先にあらかじめ計算できない不利益を与えるなどの場合には、優越的地位の濫用として問題となります。

(4) 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者(買い手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れるが、その代わりに、その免税事業者の事業上必要でない商品・役務の購入を要請し、今後の取引に与える影響を懸念してその要請を受け入れざるを得ないときは、優越的地位の濫用として問題となります。

(5) 取引の停止

取引上の地位が優越している事業者(買い手)が、インボイス制度の実施を契機として免税事業者に対して著しく低い取引価格を設定し、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

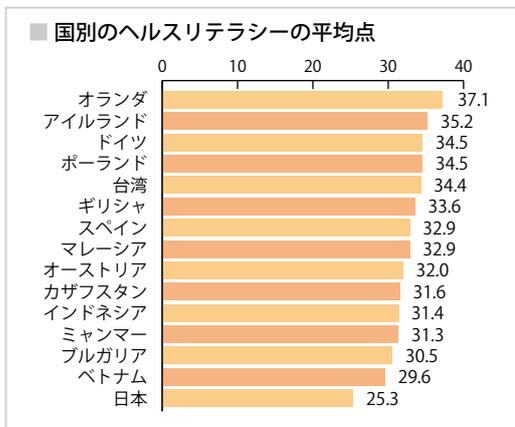
健康を決めるヘルスリテラシー

はじめに

この度、このコーナーを担当させて頂くことになりました沼尾利郎と申します。宇都宮法人会様とのご縁は、私が病院管理者をしていた国立病院機構宇都宮病院の重症児者病棟に女性部会の皆様が手作りの介護用品を毎年(20年以上)ご提供頂いたという経緯があり、その節は誠にありがとうございました。人生百年時代における健康ライフや共生社会のあり方などに関し、話題や情報を提供させて頂きます。

■コロナ禍での情報弱者、情報難民

新型コロナウイルスやワクチンに関して、世の中は様々な情報であふれています。情報の中には誤った理解をさせてしまう「誤情報」や意図的に広められた「偽情報」(デマ)が紛れ込んでいます。ですが、正しい情報にアクセスできない人(情報弱者)やネット情報を無批判に受け入れてしまう人(情報難民)が少なくありません。誤った情報やデマに踊らされず、自分で判断し行動するためには、



ヘルスリテラシーを高める必要があります。ヘルスリテラシーとは「健康に関する様々な情報を入力し、理解・評価して活用する能力」のことであり、日本は諸外国に比べてその点数がとて低いのです(図/中山和弘)。その理由は何でしょうか?

■日本人のヘルスリテラシーが低い理由

日本では学校教育の中で健康について学ぶ機会が少なく、世界と

比べて健康教育が遅れています。また健康や病気について何でも相談できる体制(プライマリケア)が十分に整備されておらず、「かかりつけ医/かかりつけ薬剤師」のいない人も少なくありません。

一方、テレビや新聞などマスメディアへの信頼度が高く、ネットの信頼度が低いのも日本の特徴です(マスメディアに対する信頼度は欧米で10~40%、日本では60~70%)。諸外国では論文やデータをネットから直接入手できるため、自分で情報を取捨選択できる反面、批判的思考が必要となります。しかし日本人はネットを用いて自分で情報を選択するより、マスメディアから正しい答えを教わろうとしているのかもしれませんが。

■情報にだまされない

ヘルスリテラシーは健康情報の「入手」「理解」「評価」「活用(意思決定)」という4つの能力に大別されますが、日本には米国疾病対策センター(CDC)のような健康情報を分かりやすく伝える信頼できる公的機関が不十分であり、医学系論文の無料検索サイトもありません。また、選んだ情報の正確な理解には注意が必要です。例えば「ビタミンC 1gよりビタミンC 1000mgの方を多いと錯覚する」(フレミング効果)、「口達者なセールストークよりも体験談の方を信じやすい」(ウインザー

効果)など、「人の脳はだまされやすい!」と常に意識しておくことが重要です。

情報が信頼できるかを批判的に評価することも大切であり、メリットばかりでデメリットに触れていないものには注意が必要です。また正しい情報を選んで、その活用(意思決定)には科学的根拠だけでなく個人の価値観やおかれた状況/環境により異なるため、絶対的な正解はありません(降水確率30%で傘を持っていくか否かは、人により場合により異なる)。

■健康を決める力

ヘルスリテラシーは病気の予防や健康寿命の延伸につながるから、「健康を決める力」とも言えるでしょう(中山和弘/聖路加国際大学)。健康ライフを送るために役立つ能力の1つとして、コロナ禍の今こそヘルスリテラシーを身につけておきたいものです。



沼尾 利郎
ぬまおとしお

日光市生まれ。宇都宮高校、獨協医科大学を経て塩谷総合病院副院長、宇都宮病院院長を歴任。現在は同病院名誉院長として宇都宮センターラルクリニク等で診療。専門は呼吸器、アレルギー、スポーツ医学など。

会員の声

より良い明日を目ざして

私は宇都宮市内(旧上河内町)で祖父が創業した土木工事業を40年近く前に引き継ぎました。旧上河内町は平成19年に宇都宮市に合併した地域です。

土木工事は国や県・市・町村等の地方公共団体からの発注による公共工事が大半を占める業種です。

私たちの業界は慢性的な人手不足に悩まされており、特に近年はその状況が顕著に現れています。

どうしてこのような状況に陥ったか、多々あると思われませんが、国の施策でバブル経済崩壊後の社会情勢の変化で、構造改革が必要であるとの認識のもと、無駄の徹底的排除を掲げ、公共工事関係予算の一律カットや、リーマンショック後の金融状況、経済悪化等の影響などで「コンクリートから人への投資」のスローガンのもと、公共事業に対する風当たりが強くなり、そうした中で倒産・廃業・リストラが増加傾向を示すようになりました。

しかしながら、日本は自然災害の多い国であり、東日本大震災をはじめ、平成30年7月豪雨に

よる西日本を中心に北海道や中部地方を含む、全国的に広い範囲で災害が発生し、更に令和元年東日本台風でも関東甲信越・東北の各地で広範囲に大水害や堤防決壊が多発しました。このような状況下で、国も国土強靱化基本計画を推進し、老朽化した設備や、災害復旧・復興・維持管理等インフラ整備に力を入れてきている状況であります。その他、宇都宮市内においては、今後の市内発展のため、LRT事業にも注力しています。

最近のこのような需要の増加に伴って、土木作業員や施工管理のための現場監督技術者の不足が高まっています。そうした状況を踏まえて、我々業者・業界としては、現在の問題点の克服に努めなくてはなりません。第一に3Kのイメージの払拭を図り、建設業への理解を深め、長時間の労働や低い給与水準・福利厚生を改めて、待遇改善・優良技術者のスキルアップ、年収アップを進めながら、人材の育成と働きやすい職場環境の整備に努力する必要があります。また上記の事を遂げるためには、業界の行き過ぎた競争もやめるべきと考えています。以上、表記して業界の発展を願うものであります。

上河内支部 副支部長

長嶋 俊

2022年度 研修事業実施予定

※本部事業のみ掲載(開催月、内容は変更になることがあります)

開催月日	事業名	内容
4月	7日 人材育成研修	新入社員・若手社員ビジネスマナー研修
	8日 全法連女性部会	法人会全国女性フォーラム静岡大会
	14日 労務管理研修	社会保険・労働保険の仕組みと実務対策
5月	10日 決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点/改正税法、消費税、印紙税他(宇都宮税務署法人課税部門担当)
	11日 フェスタmy宇都宮ブース出店	税の啓発、e-tax普及PR他
6月	3日 新設法人説明会	会社の誕生と税金/改正税法、源泉所得税、印紙税他(宇都宮税務署法人課税部門担当)
	14日 第11回通常総会	会場/宇都宮東武ホテルグランデ
	経理実務研修会	初級経理実務/一日でわかる経理の基本と実務
7月	労務管理セミナー	
	経理実務研修会	中小企業会計啓発・普及セミナー ●会計、資金、経営計画の基礎 ●管理会計の構築・活用について
8月	決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点/改正税法、消費税、印紙税他(宇都宮税務署法人課税部門担当)
	パソコンセミナー	
	本部・支部・部会 合同懇談会	宇都宮税務署長講話
9月	6日 時局講演会	講師/流通経済大学教授 龍崎孝氏 会場/ベルヴィ宇都宮
通年	インターネットセミナー	一般経営、法律、労務、人材育成、健康、政治経済、著名人他 セミナー数550講座以上

新型コロナウイルス感染症予防対策により、内容は変更になることがあります。

開催月日	事業名	内容
10月	13日 法人会全国大会	法人会全国大会千葉大会
10月	新設法人説明会	会社の誕生と税金/改正税法、源泉所得税、印紙税他(宇都宮税務署法人課税部門担当)
	人材育成研修	仕事力がすぐに身につくセミナー/営業力パワーアップ研修
11月	決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点/改正税法、消費税、印紙税他(宇都宮税務署法人課税部門担当)
	秋季講演会	講師未定
	法人税実務セミナー	
	年末調整説明会	源泉所得税年末調整事務手続き(宇都宮税務署法人課税部門担当)
12月	25日 全法連青年部会	法人会全国青年の集い沖繩大会
	29日 国税局幹部講演会	関東信越国税局総務部長
12月	労務管理セミナー	
1月	新年賀詞交歓会	
	税の百人一首表彰式	宇都宮税務行政協力会主催 応募作品/小・中・高・社会人
2月	新設法人説明会	会社の誕生と税金/改正税法、源泉所得税、印紙税他(宇都宮税務署法人課税部門担当)
	役員県外視察研修	県外法人会との交流会(組織、研修、社会貢献他)
	人材育成研修	管理者・経営者の能力開発研修
3月	労務管理・法律セミナー	
	決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点/改正税法、消費税、印紙税他(宇都宮税務署法人課税部門担当)
随時	とちぎ未来づくり財団・うつのみや文化創造財団主催事業等 会員優待チケット販売	